

2021年11月30日

組合員各位

中海協 事務局

政府のオミクロン株に対する水際措置の強化について

前略

新たに発生した新型コロナウイルスの新株であるオミクロン株の世界的な感染拡大を受け、11月29日に政府より全世界からの外国人の入国が禁止されました。それに伴い今月初旬に発表されました技能実習生等を対象とする入国制限の緩和措置も変更されることになりました。現在分かっている内容は以下の通りです。

草々

記

- ① 11月30日午前零時より全世界からの外国人の入国を禁止する
- ② 本措置は11月30日から12月31日まで当面1か月実施する
- ③ 11月5日付で公表された技能実習生等の入国制限緩和も停止。また各業所管省庁への入国申請も11月30日より申請受付停止。
- ④ 各業所管省庁に既に提出された申請に対する審査済証の交付を停止

組合員の皆様には11月5日付入国制限緩和措置に伴い、今後の実習生の入国に関する手続きやおおまかな入国できる時期について案内しておりましたが、本措置により手続きは停止することになり、再度入国の見込みは立たない状況となってしまいました。

当組合は各省庁への申請が再開され次第、申請できるように準備を整えて参る所存です。引き続き情報収集に努め、組合員の皆様に情報発信して参ります。

以上